

事務連絡
令和3年3月12日

訪問看護サービス事業所
訪問介護サービス事業所 御中
居宅介護支援事業所

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課

居宅サービス事業所等への新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を行う体制の構築について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、別添新令和3年3月3日付け厚生労働省事務連絡のとおり、在宅の要介護高齢者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合に、①市町の判断により、②自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に対して介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等で、③介護サービスの提供等を行う意思を有する職員について、高齢者施設における優先予防接種の従事者の範囲に含むことができることになりましたので、お知らせいたします。

なお、令和3年2月10日付け高第1011号の32でお知らせしているとおり、本県では、新型コロナウイルス感染症に感染した在宅の高齢者が自宅待機中に介護サービスを必要とする場合に、当該高齢者に対して介護サービスを提供する事業所を支援する仕組みを設けています。

改めて、本事業について御承知おきいただくとともに、活用も検討いただきながら、必要な介護サービスの提供に努めていただきますようお願いいたします。

※別添の厚生労働省通知記載の別添2及び別添3は、市町関係の内容であるため、添付しておりませんので、ご留意ください。

<p>【連絡先】 高齢政策課介護基盤整備班 電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2944、2945 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp</p>
--

健健発 0303 第1号
老高発 0303 第1号
老認発 0303 第2号
老老発 0303 第1号
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿
各都道府県介護保険担当主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
厚生労働省老健局老人保健課長
（公印省略）

高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について
（改正）

高齢者施設の従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築につきましては、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）において、御協力をお願いしたところです。

今般、同通知別添1から別添3までを別添のとおり改正することとしました。改正の趣旨は下記のとおりですので、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

なお、医療・介護関係団体等に対しましても、この取扱いにつき、周知しておりますことを申し添えます。引き続き、高齢者施設の従事者への接種体制の構築につき、格段の御協力をお願いいたします。

記

ワクチンの接種順位については、重症化リスクの大きさ、医療提供体制の確保等を踏まえ、まずは①医療従事者等への接種、次に②高齢者、その次に③高齢者以外で基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者への接種をできるようにされているところ。

高齢者が集団で居住する施設等で従事する者（以下「高齢者施設の従事者」という。）の接種順位については、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後にも高齢の患者や濃厚接触者へのサービスを継続するとともに、クラスターを抑止す

る対応を行う必要があることから、高齢者に次ぐ接種順位と位置付けている。

この高齢者施設の従事者の範囲の考え方に変更はないが、新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があり、居宅サービス事業所等の従事者もこうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接することが考えられることを踏まえ、

- ・市町村の判断によって、
- ・自宅療養を余儀なくされる高齢の患者や濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向のある居宅サービス事業所等について、
- ・当該事業所等に従事する者で、そうした介護サービスの提供等を行う意思を有する職員を対象に含むことができることとするため、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）別添1から別添3までを別添のとおり改正する。

（添付資料について）

別添 「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月28日付け健健発0128第1号他厚生労働省健康局健康課長他連名通知）別添【改正後全文（改正箇所を朱字で明記）】

※ なお、改正後の「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」の別添資料の構成は以下のとおり。

別添1 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

別紙 高齢者施設の従事者への接種について

別紙の補足資料 居宅サービス事業所等の従事者への接種について

別添2 市町村における高齢者施設の入所者等への接種体制の構築

別添3 高齢者施設による入所者等への接種体制の構築

高 第 1011 号の 32
令和 3 年 2 月 10 日

訪問看護サービス事業者
訪問介護サービス事業者 様
居宅介護支援事業者

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の介護サービスの継続等について（協力依頼）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記については、「新型コロナウイルスに感染した利用者に対するサービスの継続等について」(令和 2 年 12 月 28 日付け高第 1011 号の 28)において、在宅の要介護高齢者の方が感染し在宅で待機いただく際の介護サービスの継続等の対応について御協力をお願いするとともに、その際に活用可能な支援について、別添②を共有させていただいているところです。

本件に関して、このたび、厚生労働省から「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」(令和 3 年 2 月 5 日付け事務連絡。以下「国事務連絡」という。)において、在宅の要介護高齢者が自宅療養を行う場合の留意事項等が示されましたので、改めて下記に御留意いただき、訪問系サービスの継続等の対応に御協力いただきますようお願いいたします。

また、「先般の新型コロナウイルス感染症患者在院する場合の介護施設での受入れ円滑化等について」(令和 3 年 1 月 22 日付け高第 1011 号の 30)でお示ししているとおり、本県では在宅の要介護高齢者が感染した場合で介護サービスを提供する際の支援を拡充する予定としております。拡充予定の別添①の支援も参照いただき、改めまして、在宅要介護高齢者が感染した場合の訪問サービスの継続等について格段の御配慮・御協力をお願いいたします。

記

- 1 保健所と相談の上で介護サービスを継続等する場合には、特に以下の点に留意していただきたいこと（詳細は国事務連絡を参照してください）。
- 訪問サービスの提供に当たっては、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。
 - 感染している利用者に直接接触する場合または排泄物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
（必要な衛生資材が不足する場合は県が提供します。詳細は**別添②**参照。）
 - 自宅療養中には、保健所が健康状態のフォローアップを行っていますが、サービス提供中に状態の変化等がみられた場合は、事業所（居宅介護支援事業所を含む）は速やかに保健所に連絡していただきたいこと。

- 2 厚生労働省事務連絡では、訪問系の介護サービス事業所がサービスを継続等する際に、看護師等の専門職の同行訪問による支援を受けることが考えられるとされており、訪問介護事業所は、必要に応じて、居宅介護支援事業所等と相談しながら、訪問看護ステーションと連携したサービスの継続等を検討いただきたいこと。

また、訪問看護ステーションは、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等から同行訪問等連携の依頼があった場合には、積極的に対応を検討いただきたいこと。

なお、この際、国事務連絡に記載のとおり看護師等の専門職の同行訪問による介護報酬の算定が可能であるほか、**別添①**に記載による支援の対象にもなり得ますので併せて御検討いただきたいこと。

- 3 事業所の体制等によっては自ら適切なサービスを提供することが困難な場合も考えられますが、その場合であっても、保健所、居宅介護支援事業所等にも相談し、当該利用者に必要な介護サービスが提供されるよう調整に御協力いただきたいこと。

サービスを継続等できない場合や新規にサービスを必要とする場合には、**別添①**に記載による支援（介護サービス事業所等を利用していない感染高齢者への訪問対応）の活用も考えられますので、市町からサービスの提供について必要な支援要請があった場合には、可能な限り御協力いただきたいこと。

別添① 支援新規拡充分

県等の支援	対応事業所に対する県等の支援の内容
<p>① 介護サービス事業所等を利用している感染高齢者への訪問対応した場合</p>	<p>■ 既利用事業所等による介護サービスの継続や代替サービスの実施が容易となるよう、利用者への訪問日数に応じて、当該事業所等に協力金を支給</p> <p>○ 協力金単価 訪問介護：38千円 (1日あたり) 訪問看護：52千円 居宅介護支援：43千円</p> <p>○ 適用日：<u>令和3年1月22日から対象</u></p> <p>※支給方法等詳細は、現在調整中のため、別途お知らせします。</p> <p>■ 感染者に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用(かかりまし費用)が生じた場合の費用の一部を支援〔代替サービスを含む〕</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：311千円(訪問看護1事業所あたり) 320千円(訪問介護1事業所あたり) 補助率：10/10 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等</p> </div>
<p>② 介護サービス事業所等を利用していない感染高齢者へのチームによる訪問対応した場合</p>	<p>介護サービスが必要となったにもかかわらず事業者が見つからない場合、市町からの依頼(業務委託)により、チーム(例：訪問看護、訪問介護、居宅介護支援事業所等)で必要なサービスを提供した場合に活動費を支給</p> <p>○ 活動費単価 訪問介護：38千円 (1日あたり) 訪問看護：52千円 居宅介護支援：43千円</p> <p>※支給方法等詳細は、現在調整中のため、別途お知らせします。</p>

※詳細や個別の事案等については、下記連絡先までお問い合わせください。

別添② 支援既通知分

必要となる支援内容	対応事業所に対する県等の支援
<p>① 通所サービス利用者が感染して在宅待機となった場合に、<u>当該通所サービス事業所の職員が安否確認等を行う場合</u></p>	<p>○ 通所サービス事業所の職員が利用者に対して電話による安否確認、訪問によるできる限りのサービス提供(配食等)を実施した場合の介護報酬算定の特例</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>※提供時間が短時間の場合でも、最短時間の報酬区分（2時間以上3時間未満）で算定可 ※1日に複数回訪問した場合は、複数回の算定可（ケアプランに位置付けられた提供時間相当報酬が上限）</p> </div> <p>○ 通所サービス事業所の職員が利用者宅を訪問して、できる限りのサービス提供した場合のかかり増し経費の補助</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>（例：通所介護通常規模型の場合） 補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：537千円／事業所〔補助率：10/10〕 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等 補助窓口：県(高齢政策課)又は政令・中核市介護保険担当課</p> </div>
<p>② 在宅待機となった利用者に対して訪問サービス（代替サービスを含む。）を継続する場合に、<u>衛生資材が不足する場合</u></p>	<p>○ 感染して在宅待機となった利用者に介護サービスを提供する際の、<u>必要な衛生資材（例：手袋、マスク、ゴーグル、ガウン 等）の提供。</u></p> <p>※連絡先：下記連絡先記載の電話又は e-mail</p>
<p>③ 他の訪問サービス事業所等による<u>代替サービスを依頼する場合</u></p>	<p>○ 居宅介護支援事業所等による代替サービス確保を支援するため、<u>「兵庫県協カスキーム」による代替サービス協力事業所リストの提供。</u></p> <p>URL: http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/Ouenhaken.html</p> <p>○ 利用者に感染者が発生した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所等に対するかかり増し経費の補助</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> <p>（例：訪問介護の場合） 補助名：介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業 補助基準額：320千円／事業所〔補助率：10/10〕 対象経費：危険手当、交通費、損害賠償保険の加入費用等 補助窓口：県(高齢政策課)又は政令・中核市介護保険担当課</p> </div>

【連絡先】 高齢政策課介護基盤整備班
 電話（代表）：078-341-7711 内線 3107、2944、2945
 e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp